

令和8年1月22日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

福祉文教委員会
委員長 星 直 樹

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案について
(2) 魚沼市健康づくり計画案について
(3) 第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について
(4) 第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について
(5) その他

- 2 調査の経過 1月22日に委員会を開催し、上記事件について協議した。
第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案について、魚沼市健康づくり計画案について、第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について及び第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について執行部から説明を受け質疑を行った。
その他で、オリジナルナンバープレートについて、生活保護費について、旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結について、学校給食調理業務等の業務委託の検討について及び魚沼市体育施設条例の一部改正について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、令和8年度の行政視察について協議した。

福祉文教委員会会議録

1 調査事件

(1) 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案について

(2) 魚沼市健康づくり計画案について

(3) 第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について

(4) 第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について

(5) その他

①オリジナルナンバープレートについて

②生活保護費について

③旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結について

④学校給食調理業務等の業務委託の検討について

⑤その他

2 日 時 令和8年1月22日 午前9時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 磯部竜太郎、古田島 丞、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、
和田市民課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長

7 書 記 坂大議会事務局長、閏間副参事

8 経 過

開 会 (9:00)

星委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案について

星委員長 日程第1、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、資料ナンバー110、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素

案についてであります。この計画につきましては、前回の福祉文教委員会で概要のみ説明をさせていただきましたが、一昨日の計画策定委員会におきまして素案としてまとまりましたので、和田市民課長から内容について御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

和田市民課長 市民課の和田です。それでは、私から内容につきまして簡潔に説明をさせていただきます。(資料「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画の素案について」により説明)

なお、計画案に対するパブリックコメントの募集につきましては、2月10日から3月11日の間を予定しております。説明は以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員 4点ほど質疑をさせていただきたいんですけども、19ページです。この中の数字だと15ページなんですけれども、児童虐待について新しく提起がされているかと思えます。児童虐待の加害者の内訳をちょっと個人的に調べたんですけども、9割が両親だったんですが、施策の方向性を見ていると家庭に対しての施策というのが見受けられませんでした。この施策が果たして大丈夫なのかというところを疑問に思ったのですが、考え方をお伺ひしてよろしいでしょうか。

吉澤市民福祉部長 この人権教育・啓発推進計画につきましては、例えば子ども政策であれば子ども課、障がい政策であれば障がい福祉課など、各課がそれぞれ所管しているものを網羅的に、その上にかぶせるような計画のつくりとしております。なので、この計画ではその具体的な事業単位までは掲載をしていないということになっているんですけども、ただし、その内容につきましてはそれぞれ各課・部が作成するそれぞれの個別の計画とそごがないようにということで、庁内委員会等も含めて見比べていってといいますか、検討していることになっております。この記載については、そういう意味でやや抽象的、網羅的ということになりますけれども、事業については不足がないものとして、各課で実施するものを再掲しているというような意味合いであります。

磯部委員 確認ですけれども、各施策の方向には書いていないけれども、ほかの計画で補完するという意味合いでよろしいですか。

吉澤市民福祉部長 お見込みのとおりであります。

磯部委員 2点目の質問なんですけれども、ページが33ページ、下のページ数が29ページなのですが、女性の権利について「男女の共同参画に対してアンコンシャスバイアスを解消するための意識啓発に取り組む」という形で書いてあるかと思えます。こちらについて、解消のための具体的な手法について考えているものはございますでしょうか。

吉澤市民福祉部長 男女共同の計画も、これとは別に男女共同参画推進計画が別途策定中でありまして、アンコンシャスバイアスに関して言いますと、やはり旧来的な男女の役割分担というものが特に、アンケートの結果でも読み取れるのですけれども、学校とかよりもむしろ地域社会のほうでそういう傾向が見られるということでもありますので、例えば地域コミュニティへの働きかけ、コミ協の連絡協議会にそのようなことで計画の説明に出向くなど、今まで割と手がついてこなかった分野についての働きかけが必要だという御意見を策定委員会でもいただいているところであります。

磯部委員 今の答弁を伺って、地域社会での男性の役割、女性の役割とか、田舎と言ったら失礼ですけれども、私の実家のほうとかに行くとかかなりまだ根強く残っているなという感覚が残っているんですけども、ただそうはいっても機会に関しては男性と女性と平等で

なければいけないと思うんですが、私は性差は存在していると思っていて、例えば私がおが子に授乳したくてもできないという事実はあると思うんです。そういったことに関して、私はアンコンシャスバイアスではないと思いますので、男性が昭和の価値観のように力強く生きたいと思ったりですか、女性が花嫁さんになって子どもに囲まれたいたいという、そういう価値観を昭和の価値観だと言って差別することのほうが私は人権侵害だと思います。そういったところに関しての市のお考えをお伺いしてもよろしいですか。

吉澤市民福祉部長　我々も、その個人の価値観とかまで立ち入るという意図ではありませんで、ただ実際にそれで不都合であるとか、不自由さを感じているという方もいらっしゃると思われまので、そういう方に対する配慮が必要だなということで、決して一定の価値観を押し付けようということではありません。ただ、この計画も国の人権の計画に基づいてつくっていますので、基本的にはその流れをくみながら、やはり一方的な価値観をこの計画によって押しつけるというつもりで策定されたのではないということは御理解いただきたいと思います。

磯部委員　私もこの内閣府の男女共同参画局の事例集を拝見したんですけれども、個人が思うのは自由と今おっしゃっていただいたのでちょっと安心したんですけれども、他人の人権というか、個人の心の中まで侵害しちゃいけないと私は思っておりますので、そういった個人の考え方とか、個性を殺すような計画にならないように配慮いただきたいなと思います。

3点目、45ページ、ページ数でいうと41ページなんですけれども、外国籍の方に日本の文化、宗教、生活習慣、歴史認識とか教えることは、非常に私は重要だと思うんですね。ただ、その中で施策は、日本で住んでいる人が外国の文化、宗教、生活習慣、歴史等正しい認識と理解を深める啓発を推進と書いてあって、外国籍の方が日本の文化とか学ぶような施策について書かれていないように見受けられるのですが、そういったところに関してのお考えをお伺いしてもよろしいですか。

吉澤市民福祉部長　外国籍の方に対しては、まず実際上の日常生活の不便が恐らくあるのではないかとということで、これはいろんな課で取り組んでおります。例えば、外国人の就業を促進している企業向けの日本語の講座でありますとか、そういうところから社会生活、地域生活に馴染んでいってもらうというようなことは取り組んでいるところであります。これも先ほどのお話と重複しますけれども、それによって価値観がどうということまでこの計画で踏み込むということはしているつもりはなく、ただお互いが地域で暮らしていくという、それは事実として既に実際にあることでありますので、そこが円滑にいくようにという趣旨であります。そこはそれぞれ各課、各地域で行われている実際の取組がうまくいくように、市としてはそれを推進していくということでもあります。

磯部委員　今のお話を聞いて理解はしたんですけれども、やはり考え方として、日本の住民に外国の文化を尊重する気持ちは大事だと思うんですけれども、それと同等に、せっかく日本にお越しいただいた方には日本文化を尊重するというより好きになっていただいて、また外国に帰っても「日本いい国だよ」と言っていたりですか、日本に住み続けたいなと思ってもらえるような気持ちを養っていただくようなことを計画に載せるのか、それとも政策として何かやっていくのか、そういった考え方は大事にしていきたいと思っておりますので、御一考いただけますと幸いです。

古田島委員 確認していただきたいんですけども、私自身がそんなにはっきり全部読んだわけではないんですが、29 ページの第3章、分野別人権施策の推進、1 インターネット上の人権侵害とネットリテラシー教育のところですか。特定電気通信による長い名称の法律、旧法プロバイダーの法律だと思うんですけども、改正で名前が変わりました。2 段目「我が国においては、2022（令和4）年4月」と書いてありますけれども、これが2022年4月なのか、2021年4月なのか、2021年4月に公布されたのが2022年10月に施行されている。これは何回か多分改正されていると思うんですけども、そこを確認していただきたい。

それから、注釈で「2025（令和7）年4月に施行された」と書いてあるので、どういう書き方がいいのか。注釈を見ると、ちょっと分かりにくいので、そこら辺の書き方と年月日を確認していただければと思います。以上です。

吉澤市民福祉部長 法律の名称ですとか施行年月日については確認したつもりではあったんですけども、再度確認してパブリックコメントに正しい形で付したいと思います。

渡辺委員 私からも外国人の方々のところ、45 ページです。ここの中に、本市では今346人という数字が出ています。この方々が魚沼市に滞在している、長期滞在だと思うんですけども、理由ですとかというのはある程度市としては把握されていますでしょうか。

和田市民課長 具体的に、どういう在留資格の方が何名ということは今資料を持ち合わせておりませんが、就労でお越しいただいている方が多いとは受け止めております。

渡辺委員 その方々は一般的にどの会社が多いですとか、あとはどこの地域に集中して住んでいらっしゃるですとか、そういったことは一応分かっていますか。

和田市民課長 当然、転入届でお見えになりますので、地域、資格ということは把握しております。

渡辺委員 この中では、施策の方向性として地域での交流ですとか、そういったことを書いてあるわけなんですけれども、やはりそういう方たちが少ないようなところでしょうかと思っても難しいのではないかと思います。この魚沼市の中で、ある程度まとまったコミュニティみたいな形で存在しているのか、それともばらばらなんだけれども人として集まるコミュニティとなって存在しているのか、分からないので、そういったところは市民課としては把握されていますか。

和田市民課長 把握していません。会社の寮として扱っているようなアパートですとか、あとアパートの数室、あと個人のところを借りている方もいらっしゃる。それは会社単位ですとか住んでいるアパートとかありますけど、その方がどういうコミュニティをお持ちかまでは市民課では把握していません。

渡辺委員 こうやってここにうたっているということは、やはりそういったところもしっかりと把握していきながらでないと、どの地域、あるいはどういう形でやっていったらいいかみたいところはなかなか見えてこないんじゃないかと思っております。そんなときに、これは計画ですからそれでいいんですけども、今ほどの話ですと、就労として来ているということになると、じゃあ商工のほうでそういった企業の方々に何か聞くとか、企業としてどんな施策をしていったらいいかみたいなことを聞いていかなくてはいけない。

そういったことをこれから分野別で進めていくというんですけども、今は1.5倍ぐらいですかね、二百何十人だった方が今347人だというんですから、これからもまた増えて

いくという中で、どのような担当課がどうやってアプローチし今後これを振り分けていくというようなところは、どこがやっていくのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 外国人に対する施策を総括する部署が今あるわけではありませんので、例えば外国との交流であれば地域創生課ですし、就労であれば商工課だったりということでもあります。そこをまとめて組織機構等というところは今計画ありませんし、この計画にも書いてございませんので、それぞれの事務分掌におけるそれぞれのやり方で、この人権施策についての趣旨を理解していただいた上で、各課の事業に反映してもらおうというような考え方があります。

渡辺委員 これが5年間の計画ということになりますと、途中年度で恐らくある程度検証をしていくのではないかと思います。その中で、やっぱりどうしていかななくてはいけないというところもまた見えてくるかもしれないんですけど、まずはこの計画が絵に描いた餅にならないように。これはどの計画でも同じなんですけれど、今回第2次ですのでこれまでのところでもそうですが、どう検証されてここができてないとか、そういったところについてはどんな感じで進めてこられたのか、そしてまた進めていこうとされているのか、お聞かせください。

吉澤市民福祉部長 これまでは、先ほど言ったこの計画にそれぞれぶら下がる各課の事業を事業ごとに人権施策懇話会という、常設の懇話会という組織があるんですけども、それに評価をお願いしてやってもらっていたところでもあります。2次計画も、その事業単位でずっと1事業ずつやっていくかどうかというのは、まだ次の計画における評価の方法は決まっていませんけれども、基本的にはそのようなことで人権施策懇話会に諮って評価をしていただくというやり方自体は変わらないものと考えております。

渡辺委員 そうしますと、懇話会というのはこれまで年に何回ほど開催されてきましたでしょうか。

和田市民課長 2回開催しておりました。懇話会と合わせて、庁内職員による人権施策推進会議と、あと専門部会という組織、課長級による専門部会、推進会議は部長級になりますが、庁内でも会議の場を設けまして人権施策につきましては検討しているところです。

渡辺委員 本当にあの計画、この計画と、計画ばかりが多く、それがある意味重複しているところもいっぱいある中で、今後の課題だとは思いますが、やはり年2回の市民からの意見をもらう場所ですと、正直どこまで市民の方々がデータを駆使してですとか、それから周りの状況を把握しながら一緒になって考えていくことができるのかという気がしています。これはこの計画に限るわけではないんですけども、いろんな計画がある中で、どんなふうにしていったらその計画が絵に描いた餅ではなくて本当に実効性を持てる計画になっていくのかというのは、これは私だけじゃなくて恐らく職員の皆さんも感じていらっしゃるのだと思います。どんなふうにしていったらいいかというのは、また皆さんとともどもに考えていかなければいけないなと私は感じているんですけど、執行部のほうではどのようにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

吉澤市民福祉部長 まずこの計画に関して言いますと、やはり計画の性格的に理想的というか、そのような性格が強い計画ですので、これを一つ一つの事業に下ろしていったとき、その事業における人権計画の反映具合というのはやはり濃淡があるのは事実であります。そこは意識しないと、どうしても継続した事業をそのまま次年度もということになりがち

でもあることは認識しています。なので、前の計画は10年計画だったんですけど、今回半分にして、そのことによって計画そのものの見直しと併せて事業の進捗具合と比較するとか、その間の市民意識の変化も見るといようなことと併せての計画期間の短縮でもあります。それについては、前の計画よりも考え方としては一歩進んでいるのではないかと考えております。

渡辺委員 5年に短縮するなどしながら、実効性を持たせていくための努力を今していらっしゃるということでございます。皆さんの努力は買いつつも、これからもまたバージョンアップしていかなくはないかと思っております。またそういったことも意識しながら、この計画を皆さんのところに下ろしていくという作業になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大平委員 計画のページでいうと、22、30、35 ページです。アンケートの設問の中で、人権侵害に関わって救済制度の仕組みをつくる必要があるとあります。その答えは、設問によってはばらばらですが、救済する制度の仕組みというものは現状ではどのようなものを考えられているのか。イメージができないので、どのようなものを想定されているのか、ありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

和田市民課長 人権施策の救済制度につきましては、法務局、魚沼市では法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんによる活動等がございます。相談窓口の充実というところが今申し上げられるところでございます。

吉澤市民福祉部長 人権全般については今和田市民課長が申し上げたとおりですけれども、例えば児童虐待であれば子ども課でありますし、高齢者であれば高齢福祉課でありますし、その他全般的な相談であれば市民課が受け付けているということで、そこは人権相談窓口と銘打って窓口を設置しているかどうかということになると、先ほどの課長の答えのとおりでありますけれども、各課の通常の業務の中で人権に関する相談も含めているんな相談事を受けているという状況であります。

大平委員 設問では、例えば35ページの「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」、1番に今言った相談・支援体制を充実する、2番目として人権侵害への救済策を充実するとある。分けているんですね。設問では分けているんだけど、当局が考えている施策としては同じ意味合いということなんでしょうか。それとも、もう一段踏み込むのか。救済するということですから、そこら辺の仕組みを何か考えているのかというのを私は聞きたかったのですが。

吉澤市民福祉部長 当然重なる部分もありますけれども、ここの設問でいうと相談支援体制は総論的な話でありまして、2番の人権侵害の救済策ということは、例えば高齢者虐待に対する具体的な施策が対応策というようなことであろうかと思ひます。この設問自体が国や県と比較することもありまして、また5年前の推移を見るということもありまして、前から設問としては恐らくあまり変えていないということなので、その辺りは具体的にどういうことを対応するかというところを今回の設問において改めて考えたということでは実はないんですけれども、先ほど例を挙げたようなことではないかというようなことで、ずっと前からこの設問を設定していたのではないかと考えております。

大平委員 救済なので、例えば今まで人権侵害だとかハラスメントを受けた、外国の方であれ、子どもであれ、高齢の方であれ、何が求められているのかというのを当局としては多

分揃んでいると思うんです。その際に、足りないのこういうふうに数字として出てくるというのがあると思います。相談体制の充実は割合的に高いです。なので、どういうところが本当に求められているのかという辺りを、今後の施策に生かさなければならないと思います。計画なので、個別・具体的な話ではないかもしれませんが、ずっと取り組み続けてもこういう侵害がなくなるという現状に対して、どのようなことを考えていくのか。これは多分こういうことを聞いて政策に生かそうという、そういう取組でしょうから、何を求められているのかということを探らっしゃったら教えてください。

吉澤市民福祉部長　高齢者に関するだけでなく、相談窓口の充実というのはいろんな人権問題で言われていますので、そこは充実する必要があると思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、今も窓口がないというわけではありません。それぞれの相談体制の中で人権に係ることも受けているということではあるんですけども、ただそれがそのように認識されていない部分もありますので、そこは啓発というか、周知を図っていくというようなことがまず一つであります。

もう一つは、これは人権問題かどうかというような立て分けをするまでもなく、日常業務の中で、担当課がそれぞれの業務の中で、これは人権侵害に当たるのではないかと意識を高めて、そういうことであれば人権問題の担当である市民課に一報をもらうということも必要ではないかと思っております。

大平委員　やっぱりタイムリーにすぐ解決してもらったり、相談であったらいろいろなところへ回されるのではなく、いわゆるワンストップでやっていく取組が必要ではないかと思っております。先ほども質疑がありまして、担当によって窓口だとか違ったりして、一括に受けてそれぞれ柔軟に対応できるような体制ができていないような感じがしました。私はこういうアンケートを見ると、そういうことも求められているのではないかと思うので、そういうものも目指しているのであれば進めてもらいたいし、全く考えてないのであればぜひそれも入れていただきたいんですけども、そこら辺についての考え方を教えてください。

吉澤市民福祉部長　委員おっしゃるように、ワンストップで解決できるということはもちろん一番いいわけですが、ただ内容によってはそうならないことも恐らくたくさんあります。実際のケース相談などでは、一つのケースに複数の課の担当が一堂に会してケース会議をするというやり方も前からやっていることであります。そういうようなことの機能的な拡充ということは目指すべきだと思っております。なので、全く新規に何かをするということはこの計画で書いているわけではないんですけども、そういう従来の取組の充実は常に必要であると考えております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(2) 魚沼市健康づくり計画案について

星委員長　日程第2、魚沼市健康づくり計画案についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、資料ナンバー120、魚沼市健康づくり計画案についてでありま

す。この計画につきましても、前回の福祉文教委員会では概要のみの説明といたしました
が、その後の健康づくり計画策定委員会で最終案を取りまとめ、こちらについては既に1
月9日からパブリックコメントに付しているものであります。

内容につきまして、小山健康増進課長から御説明いたしますのでよろしくお願いいたし
ます。

小山健康増進課長 健康増進課の小山です。よろしくお願いします。それでは、ファイルナ
ンバー120を御覧ください。(資料「魚沼市健康づくり計画案について」により説明)

以上となりますが、今ほど説明したものを現在、案の段階といたしましてパブリックコ
メントの募集を1月9日から2月6日まで実施中でありまして、以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 魚沼市、新潟県は自殺が非常に多いということで、そこに力を入れていきたいと
いう気持ちでボリュームも多くなっていると伺いました。本当にそうだなと思います。高
齢者の健康ですとか、そういったところには本当に実績も出ているんだけど、なかな
かここが数字として減ってこないというのも現状ではないかと思えます。

ちょっと聞かせていただきたいんですが、このゲートキーパーの養成講座の人数の目標
は大分近くなっていて、50人の目標に対して47人だったということなんですけれども、
年間の参加者だと思うんですが、毎回同じ人が参加しているのでは増えていかないの
ではないかと思えます。このゲートキーパーという方は、今市内で何人ぐらいいらっしゃる
んですか。

小山健康増進課長 ゲートキーパーの講習を受講されても、証明書だったりとかそういった
ものは出ません。今、実数としては把握はしていないんですけれども、その講習を受講さ
れた方はこちら側としてはもうゲートキーパーとして位置づけているといいますか、毎年、
当然同じ方も受講されていらっしゃるし、口コミ等で少しずつ増やしていつているよ
うな形であります。

渡辺委員 この市民向けのゲートキーパーの養成講座はすごく大事だなと思っています。今
ほど、市内でどのぐらいの方がこの養成講座を修了されて、そのキーパーの資格を持っ
てらっしゃるかというところがきちんと把握されていないということでしたし、そしてま
たこのゲートキーパーの養成講座を受けられた方が市内でどのような活動をするかとい
うところについても見えてこないなと思っているんですけれども、市としてこのゲートキ
ーパー養成講座を修了された方たちにどのような役割を担っていただこうと思っていら
っしゃるか、お聞かせください。

小山健康増進課長 ゲートキーパーの講座を受けていただいて、身の周りだったり、そう
いった心配がある方の相談に乗ったりですとか、そういうのを受講したということが近い
方に知れ渡ることによって「相談できる人だな」という認識にもつながると思っております
し、そういう形で進めております。

渡辺委員 プロの方たちというのはある程度、こういった講習を受けなくても基本となる
ところをしっかりと理解されて、今福祉分野でもってプロとして活躍されていらっしゃる
のですが、では実際に住民と接触が深い、例えば民生委員さんですとか児童委員さん、
町内会の会長さんですとかといったような方たちからやはり多く受けていただきたいな
んて思っています。そういった辺り、そして受けてもらった後でどのような役割をして
いただくの

かみたいなところを、もう少し計画に落とし込むみたいなところがあってもいいと思いました。ここに今すぐ書いてくれというわけではないんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

小山健康増進課長 渡辺委員おっしゃるように、一番市民に身近な方といたしまして、こちらでも民生委員さんには特にゲートキーパー講座を受けてくださいというお願いをしております。あと、身の回りに心配な方がいる方については、そういう役を持ってない、いわゆる一市民として受講されている方もいらっしゃいますので、そういった取組をどんどん展開していければと思っております。

渡辺委員 今でも民生委員さんには受けていただけるように、率先して受けてくださいというふうになっているということなんですけれども、民生委員さんもいろんなお仕事をしていますので、受講される方がどのぐらいいらっしゃるのか。そして、3年という任期の中で、やはり任期の初めの段階で受けていただくような仕組みづくりですとか、そういったものも今後考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(3) 第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について

星委員長 日程第3、第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について、概要を説明します。資料はナンバー130、第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案についてのファイルになります。

これまで生涯学習推進計画策定委員会を設置しまして、第3次魚沼市生涯学習推進計画の策定を進めておりましたが、素案がまとまりましたので概要を説明いたします。計画につきましては、後ほど青柳生涯学習課長が説明しますのでよろしく願いします。

今後のスケジュールですが、この後2月3日に魚沼市生涯学習推進本部の会議が開催されますので、そこで最終的な計画の確認と調整を行う予定としております。その後、2月5日から3月1日までパブリックコメントを行い、今年度中の完成とする予定としております。

それでは、青柳生涯学習課長から説明をいたします。よろしく願いします。

青柳生涯学習課長 それでは、私のほうから第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について、御説明をいたします。(資料「第3次魚沼市生涯学習推進計画の素案について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

古田島委員 10ページ、第2章の頭の(1)平均寿命についてです。「厚生労働省が令和2年版」と書いてあります。文章を見れば、その令和2年の資料もあるんですけども、令和2年以降の資料が当然どこかにあると思います。そうすると、その資料、グラフの下に資料ということで「令和6年簡易生命表」という書き方をしているので、これは書き方を変えたほうがいいのではないかと。文章のほうは令和2年の資料を用いているという書き方

から始まっていて、グラフの資料が令和6年であれば、それはちょっとおかしいでしょうという話になるような気がします。もう一回ここは見てもらったほうがいいかと思います。

大塚教育委員会事務局長 厚生労働省の令和2年版の厚生労働白書に記載しているデータということで、そこを引用している部分と、それに対してこのグラフについては令和6年ということで新しいデータが入っております。記述については、厚生労働省の部分については令和2年版というところで、最新のデータを示したいということで令和6年の簡易生命表をつけてあるところなんですけれども、委員おっしゃる部分につきましてはどういう書き方がいいか、また精査をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

古田島委員 文の後半で、「令和2年をピークにその後やや短くなっています」と書いてありますので、文章としては合うんですけれどもそこら辺の年だとか数値の書き方はやっぱり考えたほうがいいと思います。

大塚教育委員会事務局長 記述の仕方につきましては、また精査をしたいと考えています。

渡辺委員 この生涯学習の推進の目標を立てて、どのような形になったら我が市の生涯学習の推進が進んでいるかというところで、情報を入力しやすいかということを目標値にしているんですか。それとも、実際に高齢者も含めていろんな参加率を上げるですとか、そういったことについての目標値というのはどこかにあるんですか。すみません、私も全体をよく見ていなかったの、その辺りをお聞かせください。

青柳生涯学習課長 第2章で、アンケートの結果に基づいた課題を出しておりますが、今回のアンケートの中で「生涯学習について何をやっているか分からない」「情報の入手の方法が分からない」といったアンケート結果がありましたので、まずはそこをやらなければならないだろうという計画の目標を第4章で掲げております。

それから、第2次の計画及び第3次のアンケートの結果で、参加率がやっぱり高齢者が多くなったり、年齢が決まってきたり、少なくなってきたりもしている中での対応を課題として上げまして、それに基づく対応を第4章で掲げています。以上です。

渡辺委員 そうしますと、情報の入手のしやすさについての目標値が80%に対して、今回六十何%。参加率というのも、今ほどの話ですと高齢者で、高齢者も人数は多くなっていますけれども実際参加する高齢者の方は減っているのではないかという気がします。実感ですよ、何となくの実感なんですけれど。また、今度若者ですとかが参加するということに対する、具体的など言ったら変ですけど今後どんなことをしながら、高齢者の方もそうですし若い人たちもそうなんですけれども、参加してもらおうみたいな、課長のイメージでもいいんですけれどもお聞かせいただければと思います。

青柳生涯学習課長 委員おっしゃられるとおり、幅広い世代で参加をいただきたいというのがまず第一です。年代的に参加されている年代は、そのまま引き続き参加いただきたいと思っていますし、例えば子育て世代だとか働いている方たちの世代が参加率が少ないので、そこをどういう形で参加をしていただけるようにするか。例えば、時間帯を変えるとか、そこに行かなくてもインターネット等を利用して自宅で講座が見られるとか、そんな形を検討しなければならないという部分もやらなければならない課題としてこの計画の中に入れてあります。私どものイメージとすれば、誰でも、いつでも、どこでも学びができるということを考えながら施策を進めなければならないと考えていますし、それを計画に落とし込んでいっているつもりでございます。

渡辺委員 若い方たちとかというところであれば、私は何かしら皆さんと交流の場があったりですとか、生涯学習だと自分たちが思ってなかったとしてもいろんな場面で交流できているのではないかとは思っているんです。生涯学習課とはちょっと違うかもしれないんですが、高齢者が皆さんと交わっていくということが大事なのに、少しずつこの生涯学習課の中の取組としては減ってきているのではないかと思っています。介護福祉課ですとかそういうところとの連携みたいなものは今考えていらっしゃるのでしょうか。

青柳生涯学習課長 高齢者というところ限定しているわけではないんですが、地域学校協働活動という形の中で地域と学校が連携をして学校づくり、地域づくりをやっていくという形を、今コミュニティスクールと一緒にやっている部分です。その中の地域学校協働活動という部分を生涯学習課が担っています。そこで子どもたちと地域の方、参加していただける方が高齢者が多いわけなんです、そういった地域の方たちと子どもたちが触れ合うような活動は現在も行っていますし、今後も行っていく予定であります。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:00)

再 開 (10:10)

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について

星委員長 日程第4、第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について、概要を説明いたします。資料は140、第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案についてのファイルになります。

これまで魚沼市子ども読書活動推進策定委員会を設置しまして、第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の策定を進めておりましたが、素案がまとまりましたので概要を説明いたします。計画につきましては、後ほど青柳生涯学習課長が説明しますのでよろしくお願い申し上げます。

今後のスケジュールですが、2月10日から3月9日までパブリックコメントを行い、最終的な調整を行った後、今年度中の完成とする予定としております。

それでは、青柳生涯学習課長から説明をいたします。よろしくお願い申し上げます。

青柳生涯学習課長 それでは、私から第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案についてを御説明いたします。資料140番を御覧ください。(資料「第二次魚沼市子ども読書活動推進計画の素案について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員 5ページのブックスタート事業についてお伺いします。ブックスタート事業の推進ということが書いてありまして、こちらセカンドブック事業について言及されているかと思えます。読書離れが顕著である小学6年生を対象としているということで、その背景には近年の子どもたちの本離れというか、読書量の低下という課題があると受け止めているのですけれども、小学6年生で行うということについて、この学年についての意図を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

青柳生涯学習課長 6年生の意図につきましては、小学生から中学生に上がる段階で、中学生が特に読書をする機会が減ってきている、読書をする子が少なくなってきているということがありますので、その前の段階で本をプレゼントして小学生のうちに読書に親しむ時間を作るという意図であります。

磯部委員 私もそうなんじゃないかと拝察はしておったんですけども、小学6年生とか高学年になってしまうと、もう読書する子としない子は家庭での習慣が固定化してしまっていると思うんですよね。なので、6年生で事業をすると、本離れの対応策としては後追いの対応策になってしまうと思うんですよね。本離れを起こした子を引き戻すのはかなり難しいと思うんですが、起こる前の低学年のうちに、小学校入学したばかりの子とか2年生の子にセカンドブック事業を実施すれば、起こる前に予防することができると私は思います。

離れてしまった子を戻すのは極めて難しいですが、まだ習慣が固定化していない時期に日常の習慣を定着させるという事業をするほうが、私は後々の読書習慣が高くなると考えます。その実施時期や手法について、もう変えられないのか、より効果的な手法ですとか、実施時期について再考いただけるのかどうかというところの考え方について、お伺いしてもよろしいでしょうか。

青柳生涯学習課長 その時期につきましては、どうしても6年生でなければならないわけではないですので、今後検討課題であるかとは思いますが、現状まずは中学生になるまでの間の読書離れの部分と、あと委員おっしゃられるとおり、もっと前に読書離れを防ぐという部分に関しましては、8ページの第2章の3番、「学校における読書活動の推進」というところの中で、例えば学校における朝読書だとか昼読書だとか、学校の中でもそういった取組をいただいているところがございます。そういった部分を踏まえながら、セカンドブックの時期についてはまた今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

磯部委員 朝読書の習慣とかに関して、極めて重要な取組だと私も思ったんですけども、セカンドブック事業というのは家で読んでいただくということを念頭に置いた事業と私は考えておるので、それであればセカンドブック事業のサードブック事業をやってもいいんじゃないかと今思いました。当然予算の絡みとかあると思うんですが、家庭で読書することは私は極めて重要なことだと思いますので、ぜひ小学校のうちに、中学生になってからも大人になってからも読書をし続けるような環境を推進できるような取組を、一番効果のありそうな取組を御一考いただければと思います。以上です。

大塚教育委員会事務局長 アンケートの結果からでも、保護者が読書をする、よくするかしないかということと、そのお子さんが読書するかしないかということ、関連があるようなところも見えております。具体的にどういう取組をするかということ、今青柳課長が申し上げたとおり様々な学校の取組ですとかいろいろありますけれど、家庭での取組も

非常に大事だと考えておりますので、今後また検討課題とさせていただければと思っております。

古田島委員 意見なんですけれども、注釈の数が4つしかないんです。それで、ファイリングの12ページ、計画のページの10ページにわざわざ1ページを割いて注釈を入れています。この計画、下のほうが全部がらがらなんです、どのページも。あえて別ページにする意味が分からないし、これで読みやすいかというのと読みにくいと思います。そこら辺は考えたほうがいいと思います。意見としてです。

大平委員 計画でいうと6ページです。学校における活動、現状と課題についてで、ICT教育について触れていません。いわゆるインターネットを使った、家庭環境もそうですけれど、教育自体が紙ベースを必要としない部分がどんどん入ってきている。その言及がちよっとないのが気になるなと思いました。現状と課題においてその取組がないから、インターネット環境を充実させていくその部分の取組について弱くなるのではないかなと思ったので、そこら辺はどうお考えなのかお聞きしたい。

それから、本は面白くないと読まないんですよね。その入り口のところは、本だけ見てというよりは、やっぱり人だと思うんですよね。例えば、図書館だと図書館司書。読み聞かせをしてくれるボランティアの方であればその人。その人たちと触れ合うということが非常に大事になってくると思います。そこについても、いまいち記述が弱いなと思いました。子どもたちを本に触れさせられるような環境を、どうやってその人を通じてつくるか、その辺の考え方をお聞きしたいです。

青柳生涯学習課長 学校における読書活動の中でインターネット環境を使う、電子書籍だとか、そういった部分の関係につきましては、現在県と、学校ではないんですけど、県の自治体の中で電子書籍の導入について検討している最中です。その中で、学校の図書部分についても入れ込むという形の検討もなされている最中です。学校の中では既にICTの関係、ネットワーク関係は整っている状況ですので、そこにそういった形で今検討されている電子書籍が導入できればそのような取組ができるかとは考えておりますが、まだ現状、県の取組のほうが進んでおりませんので、今後のその動向を見ての形になるかと考えています。

大塚教育委員会事務局長 2点目の人が関わることにつきましては、図書館ボランティアですとか、読み聞かせですとか、そういった部分はやはり重要だと考えておりますので、そういったことも念頭に置いた計画になっていると私どもは捉えております。この計画の中でも、そうした人との関わりによって本が好きになるということは、計画というか、事業として考えていると認識しております。

大平委員 最初の電子書籍の件ですが、それは今後の課題として。僕が最初に聞いたかったのは、もう既にICT教育が始まっていて、それについての踏み込みというんですかね。例えばデータ化された教科書で大いに学習するような環境が、これからどんどん進むと思います。今まで以上に、本に対する読書離れが加速する。それについての言及が、現状と課題では見えませんでした。やっぱりそれが見えない中では、対策の方向性も取組も弱くなるかと思うので、そこら辺は今おっしゃったその中身も含めて強調したほうがいいなと思います、お聞きしました。

ICT教育の中でいいますと、それに対応する先生方も物すごく多忙になっているのは

よく承知をしているんですが、学校の中でも読書離れに対する朝読書だとかという取組もあるんだけども忙しくて、子どもたちもなかなかできないような環境もあります。そこら辺も含めて、今まで以上に進む読書離れに対してやっぱり取り組まなければならないんじゃないかというのが、私の思いです。

そこら辺について、考え方がもしあれば聞かせてもらいたいなということでもあります。
青柳生涯学習課長 委員おっしゃられるとおりでと思います。読書離れが今後進んでいくという部分の中では、その活動というところをもう少し踏み込んだ形を入れられるかどうかまた検討をしたいと思います。学校の中での読書離れという部分に関しましては、今回この策定委員の中へ学校の先生方も入り、学校の実態だとか、その取組の部分もお話をいただいた中での計画策定となっておりますので、その部分に関してはまたどういった形で表現ができるかというのは検討したいと思います。

大平委員 後段のアンケートの結果で、市立の図書館については前段の計画の中で話が出てくるんだけど、いわゆる公民館図書室にはほとんど行かないという現状が書かれています。これは何とかしなければいけないのではないかと思います。これだけ行かないという人がいる現状を見せられると、考えていく必要は当然あると思うんですけど、ここについての取組も強化されるんでしょうか。そこら辺の考え方も併せて伺います。

青柳生涯学習課長 公民館図書室からの人離れといいますか、借りる方が少なくなってきているというところに関しましては、それぞれの地区の公民館図書館の中でも、例えば広神でいえばそこで読み聞かせをやったりだとかそういった取組をしていますが、全体の全部の公民館でそれがなされているかという残念ながらできていない状況です。その部分に関しては、現状のマンパワーの中で、どういった形でまずは公民館のほうに足を運んでいただけるのか、周知の方法だとか、そういった部分も踏まえて実施する事業のほうで検討していきたいと考えています。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(5) その他

①オリジナルナンバープレートについて

星委員長 日程第5、その他を議題といたします。①オリジナルナンバープレートについて、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 資料ナンバー210、オリジナルナンバープレートについてであります。これにつきましても前回に福祉文教委員会で御説明いたしましたけれども、そのときは口頭だけでありましたので、今回この210番の資料のとおり図案をお示しするものであります。なお、既に1月15日の定例記者会見で発表しているとおりでありますけれども、交付につきましては4月3日から開始の予定であります。前回説明しておりますので、説明は以上で終わります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員 大変すばらしいデザインと拝察しておるんですけども、私の確認が不足していて恐縮なんですけど、長岡ナンバーにこれを導入できないのかと思っていて、もう既に長岡

花火の図柄があるということは認識しているんですけども、これも加えていただくみたいなことは可能かどうかお伺いしてもよろしいでしょうか。

吉澤市民福祉部長　今回、原動機付自転車、小型特殊自動車につきましては、課税のための標識として自治体が持っているからこれができたということでありますので、車のナンバープレートとはもともとの性格が違うということでありまして、その検討は全然しておりませんので、可能性がどうかというところまでは申し上げられませんけれども、これをそのままということは全く考えておりません。

磯部委員　私も現時点で検討があるとは思ってはいなかったんですけども、せっかくだとおぬまちという魚沼市の非常に訴求力のあるキャラクター、全国の御当地キャラクターの中でもかなりレベルの高いキャラクターだと私は認識しておりますので、有効活用する方法としてナンバープレートは非常に有効な施策だと思います。より広く使っていただく手法の一つとしていろいろ考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

吉澤市民福祉部長　ナンバープレートにつきましてはあくまでも軽自動車税の関係で、私の所管で今御説明しておりますけれども、うおぬまちの活用自体につきましてはまた企画部局と、活用についてはもちろん検討していると思いますが、どのような活用ができるかについてはそちらに御意見は伝えたいと思います。

星委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(なし)そのように決定いたしました。

②生活保護費について

星委員長　次に、②生活保護費についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　それでは生活保護費について、資料はございませんが御説明をいたします。

昨年、大きく報道で取り上げられましたので皆様御存じかと思いますが、昨年6月に最高裁判所の判決により、一定期間の生活保護費のうちの生活扶助費を受給者へ追加支給する必要が全国一律に生じており、昨年12月に国から追加支給の方法などについて示されましたので、概要について口頭で御報告いたします。

生活保護費のうち、いわゆる生活費という生活扶助の基準額は、社会経済情勢を見ながら国が決定しております。今回追加支給する要因は、平成25年に行われた生活扶助基準の減額改定によるものでございます。2006年のリーマンショックの影響で日本も大きく影響を受けまして、デフレ傾向を踏まえて物価を判断材料として調整を図り、生活扶助の基準を下げたところでありました。ところが、その改定が違法であるとして裁判が起こされ、最終的に昨年6月の最高裁判決により、基準を下げた平成25年8月以降の保護費について追加支給することとなりました。

追加支給の対象となるのは、当時から現在も受給中の世帯はもちろんのこと、当時受給をしていてその後に生活保護を受給しなくなった世帯等も対象となります。なお、亡くなった方は対象外となります。

魚沼市の追加支給の時期ですが、なるべく早期にと考えておりますが、こちらの計算システム改修の時期がまだ見通しが立っておらず、何人ぐらいが対象となるかについてもま

だ不明の状況です。計算システムができないと幾ら追加支給になるかという計算もできないことから、できれば当初予算に必要経費を計上したいと思っておったんですが、今のところ令和8年度中の補正対応になるのではというところでございます。

本件につきましては、今後具体的な件数等分かり次第、また委員会へ御報告したいと考えております。以上でございます。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　具体的な金額というのはなかなか今すぐというわけにいかないと思うんです。ただ、基準としてこうであったみたいなどころはある程度分かっているかと思うんですけど、その辺りもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

戸田市民福祉部副部長　それぞれの世帯によりまして加算ですとかもあることから、なかなか本当に幾らというところは分からないんですが、国が言っているところが単身高齢世帯であると大体10万円ぐらい。ずっとその当時からこれまでに至って受けていた方とすると、追加支給分が10万円ぐらいになるのではないかという試算が出ております。当然、世帯員、加算等も違いますので、それぞれ個々に皆様一人ずつ金額が違ってくるものと考えております。

渡辺委員　平成25年からということになると約10年間で、高齢単身の方で10万円程度ということではよろしいですか。

戸田市民福祉部副部長　本当におおよその目安として1級地、魚沼市はもっと低い基準になりますが、それで単身高齢世帯ということで10万円ぐらいというのは本当に試算なんですが、そういったものは出ております。

渡辺委員　そうすると、1級地が一番高額だと思うんですけども、魚沼市になるとまたそこから下がるのか。それとも、減額改定したときにほとんど同じぐらいの金額が減額になっているので、おおよそそれに近い金額になるのかみたいなどころはお分かりですか。

戸田市民福祉部副部長　魚沼市の場合さらに3級地1になるので、恐らくそれよりも下がると思われませんが、ただそれこそ世帯員や加算等もございますので、一律ではないといったところしかすみませんが今申し上げられません。

渡辺委員　これは国のことでありますので、ましてやシステムがきちんと来ないことには分からないのでそこはしょうがないです。国がいろいろ等級を決めていて仕方がないといえれば仕方がないんですが、生活保護費ということで上がってきています。やっぱり東京都と比べると本当に高齢単身の方はすごく少ないなという気がしています。でも、人間一人生きていくのに、住宅のことを抜かせばどのくらい違うもんなんですか。単身高齢者で。

戸田市民福祉部副部長　例えば75歳以上の1級地1、これが一番高いところになると思いますが、そちらですと第1類という年齢による違いのところで言うと、3万9,890円なんです、ひと月の最低生活のところは。例えば魚沼市の3級地ですと3万5,100円ですので、そこで4,000円ぐらい違ってまいります。ただ、これは最低生活費の基準になるので、そこから年金とか収入を差し引いた額で足りない部分が支給されるという形にはなるので、純粋にその部分がそっくり入るということではないんですが、もともとの基準でそれぐらい違うということになります。

渡辺委員　ちょっと趣旨が違ってくるかもしれないんですけども、年金は住んでいるところが違うからといって受け取る金額が違うわけでもなく、また東京都とこちらの物価、家

賃については多少の差はありますが、正直言って東京都よりもかなり差があるなど思っています。その差がある中で、同じ金額をもらっている、年金を引かれてということになると、本当にこの国は私たち地方の生活が分かっているのかと思ったりするところがあります。これは執行部に言っても仕方がないことではあるんですけど、何かあるたびに田舎だからといって差をつけてもらっては困りますという話はしていただきたいなど、私自身もしていきたいとは思っています。意見です。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

③旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結について

星委員長 次に、③旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結について説明いたします。この工事につきましては、12月定例会で解体撤去工事と工事監理業務委託に係る継続費予算として総額5億970万円の補正予算の議決をいただいたところです。その後、令和7年12月5日に、旧入広瀬中学校等解体撤去工事に係る共同企業体の結成についての公募の公告を行い、令和8年1月16日に解体撤去工事に係る入札の公告を行ったところです。入札の方法につきましては、一般競争入札となっております。入札日につきましては2月5日で、請負業者が決定後に仮契約を行い、履行期間は議会の議決のあった日から令和9年3月31日としております。工事の公告につきましては、資料230番、旧入広瀬中学校等解体撤去工事請負契約の締結についてのとおりとなっております。図面につきましては、解体する施設の配置が分かる資料としまして総合仮設計画図のほか、校舎棟と体育館の立面図を設計図書の中から抜粋して添付しております。そのほか、参考に大まかに想定した工程表も添付しましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

解体する建物の概要についてであります。こちらは公告のところの概要に記載している部分になりますが、旧入広瀬中学校校舎棟は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,286.44平方メートル、渡り廊下1としてコンクリートブロック造平屋建て、延べ床面積32.9平方メートル、渡り廊下2として鉄骨造平屋建て、延べ床面積43.37平方メートル、入広瀬体育館は鉄骨造2階建て、延べ床面積1,243.5平方メートルであり、延べ床面積の合計は3,606.21平方メートルとなっております。

今後、2月5日の入札で請負業者と契約金額が決定しましたら仮契約を締結し、2月定例会に契約の締結について議案を提案する予定としております。改めてそのとき御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

星委員長 これから質疑を行います。本件は2月定例会に提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いします。質疑はありますか。

渡辺委員 この資料を見させていただきますと、参加申請の締切が昨日までだったと思うんですけども、不調に終わるようなことはないと思うので何社ぐらい参加申込みがあったかだけ聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長 入札の関係の情報につきましては、私どもも知らされていないと

というか、入札されるまで分からない、その時点で初めて分かるということになりますので、その部分についてはこの場ではお答えできません。

渡辺委員 最近いろんな工事が、価格等で不調に終わることが多いなんていう記事を見ているものですから、心配ではあったので聞かせていただきました。5日が終わらないことには分からないということですし、参加者があったとしても金額的に合わずに不調に終わるなんてこともあるかもしれないと思ったものですから。結果を待ちます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(なし)そのように決定いたしました。

④学校給食調理業務等の業務委託の検討について

星委員長 次に、④学校給食調理業務等の業務委託の検討についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、小中学校の給食調理業務等の業務委託につきまして説明いたします。本日は資料はございません。

現在、小中学校の給食調理業務につきましては、業者に業務を委託している堀之内中学校を除きまして自校方式、センター方式ともに直営で行っております。配送業務を含めた給食調理業務を民間業者へ業務委託することにつきまして、これまで教育委員会事務局内部では内々の検討はしていたところでありますが、委託に向けた具体的な検討を始めたところでもあります。このことにつきまして、現段階ではまだ詳しいことはお伝えできる状況ではありませんが、委員会へ御報告させていただきます。以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 資料がないのでわからないのですが、外部委託をする最大の理由は何ですか。

岡部学校教育課長 最大の理由としては、人員の確保が今課題になっております。今、正職員と会計年度任用職員で運営しておりますけども、正規職員もこれから順次定年を迎えることはもう分かっております。会計年度任用職員につきましても、最近では募集をかけてもなかなか応募をいただけないという状況が発生しております。以上です。

大平委員 最大の理由は人員の確保だということで、私は経営的なものかと思ったんですが、人員の確保。これは民間でも同じじゃないですか。民間のどこも人材不足で、人員が確保できるかというと同じではないかと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

大塚教育委員会事務局長 そういった懸念も確かにあると思います。ただ、公立の小中学校ということで、先ほど委員から経営的な部分というお話もありましたけれど、もちろんそうした経営的な収支ですとか様々な課題はありますが、やっぱり人員の確保につきましては民間事業所のほうが柔軟な対応ができるという部分がやはり期待できますので、そういったところで、今後そうしたことも検討していく必要があると考えているところであります。

大平委員 民間には良い面と悪い面があります。悪い面というのは、児童生徒、子どもたちに安心安全な給食を提供するために行政が責任を持つ。直営なので当たり前ですが。外部委託になりますと、その責任は契約上とかに生じるかもしれないんだけど、実際離れ

てしまうと結構ほかでも問題になっているところがございます。業者は業者の運営でペイできるようにするわけで、例えば人材を確保したとしてもペイするために何をするかといえは食材もそれなりになったりせざるを得ない状況が出てきます。私は調理の世界にいましたのでよく分かるんですが、そうせざるを得ないんですよ、はっきり言って。指定管理で例えば受けたとしても、それを受けた以上はやらなくてはいけないから、確保しない中でもやらざるを得ない。非常に厳しいことは厳しいんですよ、民間でも。

なので、私は人材確保がということであれば、再考することはあってしかるべきだと思います。昨今、そういう民間委託という流れがあるとは思うんだけど、やっぱり給食なのでそこら辺はしっかり担保していただきたいと私は思います。これをもう一度再考していただくことは可能なかどうか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　　そうした御心配もあろうかと思えます。今現在、堀之内中学校は業務委託で行っておりますけれど、食材の話がありました、市の栄養士が献立を考えて、食材の調達につきましても市で調達をし提供するというやり方をしています。今後、委託を仮にするとなった場合におきましても、同様に栄養管理ですとか食材の提供につきましては、市が責任を持って安心安全な給食を提供できるような体制はつくっていかねばならないと考えております。そうしたことも含めて、委員御指摘の部分につきましてもしっかり念頭に置いた上で検討を進めていきたいと考えておりますけれど、方向としましては委託を進めていきたいと考えております。

大平委員　　やっぱり外部委託というのは良い面と悪い面、メリットとデメリットがある。それをどう調整したりコントロールするかというのは行政の采配そのものですが、でも基本的には離れてしまう。良い業者を望むとは思うんですよ。でも、そうだとでも業務上、請負上、やっぱりそうせざるを得ない状況に追い込まれる。利益を稼ぐものではないので、給食は。なので、その中でどうするかという話しかないんですよ、はっきり申し上げて。ぜひそういうのを重視していただいて、市から離れるといろんな面でデメリットのほうも出てくるということをぜひ念頭に置いて、よく検討していただきたいと思えます。

渡辺委員　　これから検討していくということなのか、それとも、もうある程度内々にはこんな形だと思っていらっしゃるのか。その辺りをまずは聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長　　内部ではある程度、こういった形で進めていったらどうかということは検討を進めてきております。

渡辺委員　　それで、その委託の時期ですけれども、いつまでに結論を出して、いつ頃委託を考えていらっしゃいますか。

大塚教育委員会事務局長　　少なくとも来年度については年度当初からすぐに委託をするということではありませんけれど、その準備を含めて進めていく段取りについては、当初予算で具体的な支出をするという予算の部分に絡んでくるかどうかは別としまして、その時点ではもう少し具体的なところをお示しできるのではないかと考えております。

渡辺委員　　そうしますと、来年度予算の中で検討するための組織をつくるだとか、そういうことを考えていらっしゃるということでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　　そこら辺も含めまして、今日の段階ではまだお示しできる部分はないんですけれど、2月定例会の中では何らかの形ではお示しするというところで検討して

おります。

渡辺委員 先ほどの業務委託に至らなければいけない大きな理由は、人の確保が難しくなってきたことと、それから今の正職員の方々が順次退職の年齢になってきているということだと思います。正職であれば市の職員ということになりますから、それでも募集をかければ若い方ですとか来てもらえるのではないかと思います。ただやっぱり会計年度任用職員さんという不安定な雇用の中で、しかも夏休みですとか冬休みですとか、そういった時期は給食ですから必ず仕事がないわけです。そうしますと、会計年度任用職員さんお願いしますと言っても、やっぱり1年間通してきちんと仕事がないわけは来ませんよね、正直なところ。そういったところをどうしていくのかということなしで、ただ給食を作ってもらうために外に出すのではなく、私はやはり皆さん方は魚沼市の雇用ということも考えていただきたいと思っております。

前々から私は提案してるんですけど、学童です。学童の会計年度任用職員さんも、時間的にやはり短時間の雇用の会計年度任用職員が多かったりしてます。例えばの話ですけど、学校給食の場合は2時とか3時で終わるわけですよ、正直なところ。早めに帰っていらっしゃる会計年度職員さんが多いのではないかと。そして、今度学童のほうになるとどうかということ、3時頃から勤めてというところがあります。私はその部分を一体で経営をしていくようなことを考えることにより、どちらもやはり正職員として、これは市が直接市の職員さんとして雇ってくださいと言ってるのではなくて、ちゃんとした企業体として考えたとき、中途半端な時間帯で5時間だとかといたら、これから若い人たちを魚沼市に呼ぶことは難しいです。でも、ちゃんと継続的な雇用を維持していくということを考えたときに、夏休みになると今度学童のほうも急に人が増えるわけです。そうすると、学校給食のほうは今度は人が要らなくなる。

以前にも提案したことあるんですけど、いや、それがよくて来てる人もいますからみたいなことを言われて、全くといっていいほど相手にされなかった。私が時々教育委員会のほうに話に行くと相手にされなかったんですけども、この2つの職種は一つの事業体となっていて、そしてちゃんとその会社の正職員として雇っていただく。ただし、責任は市が持ったほうがいいと思うので、例えば給食センターみたいなところをどこにするだとか、どういうふうな職員の在り方どうだとかということをしつかりと組み立てる。そして、これから学校のほうも統廃合があるわけですけども、統廃合の中でどの辺りに給食センターとしてきちんと造る、その中からどうやって人を配置していくみたいな、そういったことまで全部考える。やはり、若い人たちがこれから魚沼市でちゃんと仕事をして、正社員として雇用できる場所を私はつくっていただける事業じゃないかとずっと思っています。

こういった考え方について、どのようにお考えになりますか。

大塚教育委員会事務局長 複数の職種をいろいろ1人の方がしなければならぬ。今ほどのお話を伺いますと、単純に時間だけ合わせればできそうにも思いますけれど、様々な課題もあろうかと思います。今ほどの御意見につきましては参考にさせていただければと思っております。

渡辺委員 職種として、調理の仕事と子育ての仕事ということで、確かに厳しい組み合わせではあるかと思います。時間のことですとか、その中でどのようにしていくかといったと

きには、私は一考していただけたらなと思っております。最初からそういう事業だと、そういうことがあり得るといことが分かっていて来てもらえるようになれば、またちょっと違うのではないかという気もしております。

何が言いたいかという、結局業務委託で外に出したからといって、今の会計年度任用職員さんたちの職場をどうするのかですとか、そしてまた今後の魚沼市の発展ですとか、若い方から来てもらおうとかということを考えてときの、そういった総合的な考え方に立ってどうしていきたいのかと考えていくというのは、私はある意味、これは市が今まで持っていた仕事ですから考えていかなければいけないのではないかと思います。例えばどこかの調理センターみたいなところをお願いするといっても、結局季節的には人が要らなくなってしまうですとか、それはやっぱりある意味デメリットではないかという気がしております。通年雇用ができる仕組みというものを、やっぱりちょっとでもいいですので、考えてみていただけたらと思います。検討いただくということですので、ぜひ検討してください。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)

⑤その他

・魚沼市体育施設条例の一部改正について

星委員長 それでは、ほかに執行部から何かございませんか。

大塚教育委員会事務局長 1点その他で、資料はないんですけど伝えさせていただきたいことがあります。魚沼市体育施設条例につきまして、2月定例会で一部改正を予定しております。今回の改正につきましては、具体的には中条運動広場、守門サンスポーツランド及び下条プールを廃止するという改正になります。利用者が少ないことですとか、施設の老朽化等が理由となります。2月定例会には議案として提案する予定でありますので、そのときまた御審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、委員の皆さんからほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし) ないようでしたら、ここで執行部は退席とさせていただきます。(執行部退席)

・令和8年度の行政視察について

星委員長 休憩を挟まずいきたいと思います。別紙1枚、行政視察について、資料がいつていると思うのでそちらを御覧ください。3常任委員会の合同で、6月定例会終了後の7月、8月の予定をしております。事前に取りまとめた視察先の候補地について、これは佐藤委員でしょうか。説明いただきたいと思います。

佐藤委員 すみません、なかなかいいところを検討できなかったんですけども、この半年間の中で、老人クラブの活動についていろいろ停滞している状況があると知りました。我々、最寄りの老人クラブも組織がなくなっている状況もあります。今までは介護人を主体としてやっていたけども、元気老人が地域の中で活動がやっぱりなくなってきている現状

もあります。加入者数も全くない自治体もありますし、当然地域間の連携もなかなか厳しい状況も分かるんですけども、それを何とかしたいということで昨日駆け込みでみつめました。これが果たして参考になるかどうかは分かりませんが、名前自体も「老人クラブ」というのが非常に、60歳で入ったばかりの人は抵抗があると思うんですよね。だから、これが「シニアクラブ」という形になっておりまして、17年あたりの統廃合の関係で3自治体が一緒になって静岡市になっているんですけども、静岡市自体は連絡協議会になっているんですが、それぞれ3地区に分かれている自治体が行っているような状況でございます。その内容も含めて、活動の活発化ができる何かヒントがないかということで提案させていただきました。

星委員長 事前に提出されているのは佐藤委員だけですが、口頭でも構いませんので、あればお願いします。

磯部委員 図書館に絡むところにちょっと行きたいなと思っています。せっかく生涯学習センターができたので、そこの活用のところで考えておりまして、ちょっと見たところだと熊本の「こども本の森 熊本」という子ども専用の図書館であったり、安城市のアンフォーレという図書館、中心市街地に図書館を造ることによって人を呼び込むという観点からいいんじゃないかと思うようなところもありましたので、そういったところに関して私は行きたいなと思っております。

渡辺委員 磯部委員さんは会派のほうで公共交通の候補地があったようですが。

磯部委員 公共交通も含めて熊本が私はいいと思っていて、熊本の公共交通に関して見に行きたいと思っておりました。会派でも提出をさせていただいたんですけども、熊本は公共交通を中心としてコンパクトシティに取り組んでいて、中心に都市拠点を造っていて、バスターミナルとか商業施設を集中させて、地域拠点を公共交通で結んでいるという形でコンパクトシティを進めているんです。これが魚沼市のマスタープランと非常に類似していると私は認識していて、小出・堀之内の都市協定と、例えば今泉とか並柳とか穴沢とか須原とか、そういったところをどうやって結んだらいいか、ないし地域拠点をどうやって活性化させたらいいかというところの参考になるのではないかと私は思ったので、その都市拠点と地域拠点を公共交通で結ぶというところについて、参考になるのではないかと思います、見てみたいなと思いました。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし) ここで決定すべきことではないので、たたき台としてあげるところがあれば、よろしいでしょうか。(なし) では、これでこの件については終わりにしたいと思います。

渡辺委員 その件ですけど、例えば場所というと、私は場所が決まらないとどこに行きたいというのがちょっと見えてこないと思ったんですけど、場所を今特定されている方がいらっしゃるの、その特定されている場所の中で場所が決まった後で、例えばこういうテーマで学びたいんだみたいなことは、それはまた後からでもいいんでしょうか。今シニアクラブなんていう話でしたが、やっぱり高齢者がいきいきと地域で活動できる場所というのがすごく大事だなと思っているので、そういったテーマで頑張っているようなところがあればみたいな、そういうイメージはあるんですけども、場所が決まってその近辺でそういうところがあればみたいな、そういうテーマみたいな出し方というのはどうなんでしょうか。

星委員長　多分11月の会派代表者か委員長会議のときに、まず全員で一つのメインのところを決めて、視察先を決めて、その場所が決まったらそれに付属してくっつけるということになっていたから、まず全員で一つ、委員会ごとじゃなくてメインのやつを1個決める。その場所、例えば九州だったら九州とか、そういう決め方をするといったような記憶があるんですが。

坂大議会事務局長　会派の中で今言ったように、3常任委員会合同なので、できればメインテーマが見つければ、それでそのテーマについてどこに行くかを決める。どこに行くか決まれば、じゃあそのメインがどここの委員会に付属しているからそれ以外の委員会のところで、道中とか経路の中で視察先を決めるという方法もある。それが駄目であれば、今皆さんから視察したい内容をいろいろ挙げてもらって、みんな出た段階でもう一度見てもらって、じゃあメインの方向が決まったのでそれに付随してまた場所を決めましょうという形になろうかと思うんです。

ただ、3常任委員会と一緒にということなので、なかなかそれも難しいと思うので、今は候補をいっぱい出してもらって、それを見た中で改めてこれがこうだからというところで行き先を決めていかないとなかなか難しいと思うんです。なので、今言ったように、決めるというよりも希望があれば皆さんから出してもらう。どうしてもここに行きたいとかいうのがあればそこを出してもらおうという形でいったほうがよろしいかと思います。いっぱい候補地があれば、そこに行きたいと決まったとしても相手が都合が悪くなるかもしれません。なので、選択肢はいっぱいあったほうがいいのかと。

本当は、例えば本当にうちの市民が問題を抱えている何かがあって、3常任委員会共通のメインテーマがあればいいんですが、今のところそれがないと思うので、いろいろな意見が出れば。

渡辺委員　磯部委員の地域公共交通は皆さん考えていらっしゃると思うので。あとは学校の統合がこれから始まる予定です。そういう意味で、ほかの委員会の皆さんがどう考えているか。

星委員長　それでは、福祉文教委員会で取りまとめた候補地として事務局に提出いたします。この件については、今後状況が分かり次第、委員の皆さんにお伝えいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については委員長一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会とします。

閉 会（11：19）

福祉文教委員会
委員長 星 直樹